

東弁25人第234号
2013年10月22日

府中刑務所

所長 松本 忠良 殿

東京弁護士会

会長 菊地 裕太郎

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴殿に対し、下記の通り警告いたします。

記

第一 警告の趣旨

- 一 貴所において、被収容者の身体検査等を行う際、被収容者が身につけている私物を身体からはずすよう指示し、それを預かった場合は、当該私物が紛失等しないよう慎重な管理を行い、身体検査等が終わり次第、速やかに返却すること、とりわけ、その私物が医療用器具である場合には、被収容者の体調に悪影響を与えないよう特に慎重な配慮を行い、当該医療用器具を速やかに返却できない場合には、代替品の交付を行うなど適切な対応を行うこと
- 二 かりに、被収容者の私物を預かった後、それが紛失した場合には、いやしくもそれを隠そうとなどせず、速やかにその経緯を調査して当該被収容者に説明するとともに、適切な補償を行うこと

第二 警告の理由

一 認定した事実

- 1 平成20年4月8日、申立人は相手方に入所した。申立人は坐骨神経痛の持病を患っており、入所当日から、私物のコルセット（本件コルセット）を使用することが許可されていた。

相手方は、申立人に対し、坐骨神経痛・腰痛の診察を実施しており、インナミットクリーム、アニルーメ、ロキソニン等を処方しており、レントゲン撮影等も実施している。

なお、申立人は平成24年4月11日に、相手方を満期出所している。

- 2 平成22年10月21日に発生した事実

申立人は、平成22年10月21日、工場で喧嘩をしたことから区事務室に連行され、相手方職員は、申立人の外傷の有無を確認するため、申立人に対し、

衣類を脱ぐよう指示し、脱衣した衣類を室内にある机の上に置かせた。

その後、調査の途中で申立人は待機ボックスに入れられた。待機ボックス内では、申立人は本件コルセットを着用していない状態であり、そのまま本件コルセットを着用することなく、別の職員によって調査のため連行された。

申立人は、調査のため、昼夜単独室収容とされたが、申立人の求めに応じて調査のため昼夜単独室処遇に付された申立人を収容した居室棟の担当職員が、調査となる前に申立人が就業していた工場を所管していた担当区関係職員に対し、本件コルセットの有無について確認を求める内容の電話連絡をしているが、申立人に本件コルセットは還付されなかった。

3 その後の経緯等

(1) 代替コルセットについて

申立人は、本件コルセットがなくなったことから、やむなく平成22年12月、相手方で取り扱っているコルセットを代替品として購入するべく、購入願を出した。申立人はこの代替コルセットを平成23年1月18日以降、使用している。

(2) 申立人が出した願箋と相手方の対応

申立人は、本件コルセットの紛失に関し、少なくとも相手方が回答した通りの回数の願箋を提出しており、それに対する相手方の回答は、以下の通りである。なお、申立人が願箋を提出したとする日時との若干のずれはあるが、おおむね申立人が提出した日時と時期が近接するため、相手方の回答通りの事実は少なくとも認定できる。

加えて、申立人は、平成23年1月10日と2月7日に、紛失に関する教示願いの願箋を提出し、これらに対する回答は「今探している」というものであったと主張している(この点相手方は事実を認めていない)。

申立人に坐骨神経痛の持病があり、相手方入所時からコルセットの使用を認められていたという事実からして、申立人にとって、コルセットはすぐになければ困るものであったことは明らかである。したがって、申立人が懲罰期間終了後すぐにも、コルセットについて問い合わせる願箋を出したと考えるのが自然であり、3月になってからいきなり願箋が出されたという相手方の回答には疑問があると言わざるを得ない。したがって、申立人は、相手方の回答通りの願箋を提出した他、平成23年1月10日頃と、2月7日頃に紛失に関する教示願いの願箋を提出し、それに対する相手方の回答は「今探している」というものであったという事実も認定できる。

ア 本件コルセット紛失に関する教示願い

A 申立人からの事情聴取によって認めた事実

① 平成23年1月10日頃

相手方は「今探している」と回答。

② 平成23年2月7日頃

相手方は「今探している」と回答。

B 相手方の回答を前提に認めた事実

① 平成23年3月3日（申立人は3月2日提出と主張）

同年同月7日、何を教示したいのか不明であるため、疎明するよう告知した。

② 平成23年3月10日（申立人は特に主張なし）

同年同月16日、保管私物の紛失については、施設は関与しないことであり、出願の趣旨が不明である旨告知した。

③ 平成23年3月24日

同年同月同日、前回教示のとおりである旨告知した。

④ 平成23年6月16日

同年同月同日、前回教示のとおりである旨告知した。

⑤ 平成23年7月11日

同年同月12日、前回教示のとおりである旨告知した。

⑥ 平成23年7月14日

同年同月15日、前回教示のとおりである旨告知した。

⑦ 平成23年7月25日

同年同月同日、重複した内容につき、回答しない旨告知した。

⑧ 平成23年8月3日

同年同月同日、前回と同様の内容につき、回答しない旨告知した。

⑨ 平成23年9月12日

同年同月13日、教示する内容の記載がないため、告知することなく、申立人に返戻した。

⑩ 平成23年10月24日

同年同月同日、願意不明であるため、書き直すよう告知した。

⑪ 平成23年11月24日

同年同月同日、前回回答したとおりであり、今後、同種出願は受け付けない旨告知した。

イ 本件コルセット還付請求願

① 平成23年8月11日

同年同月12日、本件については回答済みである旨告知した。

② 平成23年8月18日

同年同月22日、前回回答のとおり、今後、同内容の願箋には回答しない旨告知した。

③ 平成23年8月22日

同年同月同日、回答しない旨告知した。

(3) 第一区区長の事情聴取

平成23年9月22日午前11時20分から同時50分までの間、申立人が就業していた工場を所管する第一区の区長が、申立人から苦情の内容を聴取した。その内容は、「何度か教示や苦情の申出をしているが、私がコルセットを失くしたのではないのに、毎回施設が紛失した事実はないと告知され、納得がいかない」というものであった。

二 権利侵害性

1 本件コルセットの紛失に関する権利侵害性

(1) 本件コルセットの紛失経過について

本件では、相手方は相手方による本件コルセットの紛失につき、明確に認めておらず、「脱衣した衣類はすべて着用したことは確認した」という回答にとどまっているので、まずは本件コルセットが相手方において紛失されたものであるか否かについて検討する。

この点、そもそも本件コルセットが申立人入所時に使用を認められたものであること、平成22年10月21日の事務室連行の際に、身体を検査すべく脱衣をさせたことにも争いが無い。そして、その後申立人が取調べのため連行された際に、申立人を収容した居室棟の担当職員が、調査となる前に申立人が就業していた工場を所管していた担当区関係職員に対し、本件コルセットの有無について確認を求める内容の連絡をしてきたこと、平成22年12月に申立人が代替用のコルセットを購入していたことにも争いが無い。

加えて申立人が坐骨神経痛の持病を有しており、その苦痛緩和のために本件コルセットを常時着用していたはずであること（すなわち、平成22年10月21日の機会以外に、頻繁に本件コルセットを脱衣し紛失するといった機会が考え難いこと）、紛失から1年が経過しようとする平成23年9月にも、第一区の区長に不服の申し立てを行い、本件コルセットの紛失について訴えている等の事実からすると、本件コルセットは、平成22年10月21日、区事務室にて脱衣させられた後、申立人に返却されなかったこと、そして、その後も申立人に返却されていないことが認められる。

(2) 権利侵害の内容

上記一及び二1(1)のとおり、本件コルセットは、平成22年10月21日の身体検査及び取調べ連行の過程で紛失されたものであると認定できる。

相手方においては、多数の被収容者を管理する立場にあるとはいえ、被

収容者に対する検査、調査等の際、身につけている私物を身体からはずすよう指示し、それを預かった場合は、申立人の財産権に十分な配慮を行い、紛失や破損等しないよう、慎重な管理を行うとともに、当該検査・調査等が終わり次第、速やかに被収容者に返却すべき義務を負っている。しかるに、相手方はこれを怠り、申立人の財産権を侵害したものである（しかしながら、相手方において、故意に申立人の本件コルセットを紛失した事情までは認められず、過失による紛失であるとの認定である）。加えて、本件では被収容者の単なる私物の下着等ではなく、坐骨神経痛という持病のために医師に作ってもらったコルセットであり、苦痛・痛みを和らげるための医療用器具である。このように、身体からはずす指示をして預かったものが医療用器具である場合には、被収容者の体調に悪影響を与えないよう、はずさせる時間を短時間で済ますなどの慎重な配慮を行い、当該医療用器具を速やかに返却できない場合は、代替品の交付を行うなどして被収容者の体調に悪影響を与えないよう適切な対応を行う義務があるというべきである。したがって、本件コルセットの紛失は、財産権の侵害という問題のみならず、医療上の問題でもあり、被収容者が健康に受刑生活を送れるよう、配慮すべき義務を怠ったともいえる。

2 その後の対応について

(1) 願箋の回答

上記一及び二1のとおり、相手方は申立人の本件コルセットを紛失し、申立人の財産権を侵害したものであるところ、申立人は当初、本件コルセットの紛失について事情説明を求める旨の願箋を繰り返し提出しているが、相手方としては保管私物の紛失には関与しないといった形式的な回答に終始し、最終的には今後同種出願は受け付けないとの回答をしている。

申立人はこれらの対応を受け、やむを得ず本件コルセットの還付請求願を出すに至っているが、相手方はこれにも「回答済みである」「今後同内容の願箋には回答しない」といった回答に終始している。

(2) 権利侵害の内容

上記のとおり、相手方は、相手方施設内で、相手方指示のもと申立人からの複数回にわたる願箋提出に対し、「回答済みである」との形式的な回答に終始しており、紛失の経緯、紛失に至った事情についての調査を実施したり、申立人に対しその結果を報告するといった対応をしたとの事情は一切見受けられない。そして、申立人が、繰り返し繰り返し、願箋を提出し、第一区の区長への苦情の訴えをしていることなどからみても、相手方の対応に、申立人が全くもって納得していないことが明白

である。

相手方施設内で、被収容者の私物が、相手方指示の身体検査・脱衣の過程で紛失している以上、相手方においては、紛失の経緯、紛失に至った事情等につき、すみやかに調査を行い、所有権者である申立人に対し誠意をもって説明を行い、弁償ないし適切な補償を行うべき義務があったといえる。

このことは、申立人の財産権という人権に配慮した対応をなすべきという、財産権に付随した権利の侵害あるいは信義則上認められる義務の違反であるともいえる。

加えて、前述の通り、申立人は坐骨神経痛の持病を有する受刑者であり、医療用コルセットは、入所時から使用を認められ、生活を送る上で1日たりとも欠かせないものだったのであるから、単なる私物ではなく、それは医療用の器具である。そのような医療用器具が紛失に至った場合には、速やかに代替用のコルセットを使用させる等の医療的配慮をすべきであった。この点、相手方は、申立人の健康に受刑生活を送る権利を侵害したものである。

しかるに、相手方は、申立人の願箋に対し、形式的な対応に終始しており、一切誠実な説明や調査、そしてそれに基づく回答等の対応を行っておらず、申立人の財産権に付随した権利の侵害あるいは信義則上認められる義務の違反及び、健康に受刑生活を送る権利の侵害が認められる。

第三 よって、頭書警告の趣旨のとおり、警告する。

以 上